

令和２年度秋田県国土利用計画審議会 議事録

1 開催日時 令和３年２月１日（月）午後２時から午後３時まで

2 開催場所 秋田県庁７階 ７３会議室

3 出席委員

日 野	智 会長	後 藤 久 美 委員	小 松 佳 和 委員
青 木	満 委員	竹 田 勝 美 委員	永 吉 武 志 委員
相 馬	完 委員	戸 松 清 一 委員	藤 原 佐知子 委員

（委員１１名中９名出席）

4 議事

- (1) 秋田県土地利用基本計画の変更（案）に係る諮問について
- (2) 秋田県国土利用計画審議会運営規程の改正について

5 開催結果等

(1) 会議の成立

委員１１名のうち９人の出席となり、秋田県国土利用計画審議会条例第６条第３項に規定する会議の開催に当たっての定足数を満たしたため、会議が成立した。

(2) 議事録署名委員の指名

日野会長により、議事録署名委員として、青木委員が指名された。

(3) 議事について

「議事(1) 秋田県土地利用基本計画の変更（案）に係る諮問」について事務局が説明し、質疑応答後に変更案に異議のない旨答申することを決定した。

「議事(2) 秋田県国土利用計画審議会運営規程の改正」について事務局が説明し、質疑応答後に改正案について了承することを決定した。

詳細については「６ 議事概要」を参照

6 議事概要

(1) 秋田県土地利用基本計画の変更（案）に係る諮問について

議長（日野会長）	それでは、「議事(1) 秋田県土地利用基本計画の変更（案）」について、事務局より説明をお願いします。
事務局 （小田嶋主事）	【説明概要】 ・ 国土利用計画審議会及び土地利用基本計画の概要を説明した。 ・ 三種森林地域内の林地開発が完了し、現況が太陽光発電施設の事業用地となっている区域において、森林地域の縮小を行い、森林法における地域森林計画から除外する。 ・ 由利本荘森林地域内の現況が原野となっている区域において、杉の造林地として隣接森林との一体的な利用及び保全を図るために森林地域の拡大を行い、森林法における地域森林計画に組み込む。
議長（日野会長）	それではただいまの案件について、審議を行います。御意見、御質問のある方は、挙手をお願いします。また、発言の前にお名前をお願いいたします。
議長（日野会長）	では私の方から、整理番号2の案件について、造林事業の主体を教えてくださいと思います。
森林整備課 （金高副主幹）	当該土地の所有者が鮎川牧野農業協同組合となっております、地元集落の共有状態となっておりますけれども、その所有者の方々の意向で造林事業を行うということでございます。
議長（日野会長）	分かりました。ありがとうございます。
青木委員	牧野協同組合の定款などで造林を行うことができるようになっているのですか。
森林整備課 （金高副主幹）	申し訳ございませんが、定款までは承知しておりません。

小松委員	よろしいでしょうか。私は森林組合の管理をしてる立場でございますが、牧野組合の代表の方が森林組合員になっているということで、昨年の9月頃から相談を受けたというのは把握しております。
青木委員	森林組合員だったのですね。分かりました。 もう一つよろしいでしょうか。審議資料8ページの区域図を見ると、ピンクで囲まれた部分の東側に農業地域はかかっているけど森林地域がかかっていない場所がありまして、航空写真を見てみると既に森林になっていると見受けられるのですが、ここを一体として森林地域に指定できない理由などはあるのでしょうか。
森林整備課 (金高副主幹)	拡大区域と右側の部分では所有が異なっているようであり、今回は一体的に組み込むことは考えておりません。
青木委員	そうすると、所有者のほうから変更等の申出がない限り変更しないのですか。
森林整備課 (金高副主幹)	右側の部分については所有者が分からないという状況になっており、一体的に造林を行うということはありません。
青木委員	そうだとすると、現況が森林化していたときに、森林法なり国土利用計画法の中で、五地域の区分変更を行政サイド中心に行うことは法律的に可能なのか、そうでないのか。
森林整備課 (金高副主幹)	現況を確認して森林ということであり、また、所有者が分かってくれば変更することはできます。
青木委員	今後の検討課題ということですね。
事務局 (小田嶋主事)	今後については、先ほどおっしゃったとおり航空写真を見ると既に現況が森林になっておりますので、所有者が判明次第、森林法における地域森林計画に組み込むことができるということで、それに伴い、土地利用基本計画における森林地域も変更するようにいたします。

後藤委員	先ほどの由利本荘市の件ですけれども、以前は農地として利用して現況は原野であるということですから、いつ転用されたのですか。
農林政策課 (大森副主幹)	市の旧計画策定時点では当該地は入っておらず、最近転用されたということではないと思います。また、市の農業委員会の台帳には載っていないため農用地として利用はされていなかったのではないかと考えられます。
森林整備課 (金高副主幹)	牧野組合ということで、採草地として利用されていたものと思われます。
議長（日野会長）	他に質問等がないようでしたら、今回の諮問に対する結論をまとめまして、議事（１）の原案に異議のない旨を答申するということによろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長（日野会長）	ではそのようにいたします。 また、先ほど青木委員から指摘のありました件につきましては、今後の御検討をよろしくお願いします。

(2) 秋田県国土利用計画審議会運営規程の改正について

議長（日野会長）	続きまして、「議事(2) 秋田県国土利用計画審議会運営規程の改正」について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (小田嶋主事)	【説明概要】 ・ 森林地域を縮小する場合は、林地開発完了後に地域森林計画対象民有林から除外することになっていることから、土地利用基本計画の変更案件としてあがってきた時点で既に現況が森林でないため、実質的な審議の余地がない。 ・ 今後については、森林地域の縮小案件は審議対象とせずに報告事項とし、書面で報告したことを持って審議会の意見を聴いたものとして取り扱うよう、審議会運営規程を改正する。

議長（日野会長）	それでは、ただいま説明のあった事項について、質問・意見があれば、挙手をお願いします。
青木委員	この件については以前、私の方からも話した覚えがあり、方向性としては良いとは思いますが、確認事項として2点あります。 一つ目は、他の都道府県でこういった先行事例があるのか。 二つ目は、それに対する国土交通省の基本的な考え方はどうなのか。法律的な趣旨からしてこれは便宜的な方法に過ぎず、最終的には法改正を行うものであると考えておりますが、それに対する見解等があるのか教えていただきたいです。
事務局 （小田嶋主事）	一つ目につきまして、森林地域の縮小案件について取扱いを変更している都道府県は15府県ございます。本県と同様に報告対応としているのが8府県、あらかじめ審議会の承認を得た一定事項について会長が専決するという対応にしているのが6県、また、計画図の変更について審議会を開催せずに書面により議決することとしているのが1県ございます。 また、二つ目につきましては、国土交通省より示されている国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針や通知において、林地開発完了に伴う森林地域の縮小については、林地開発許可が出た時点で審議会へ報告することや、事後の報告案件とすることを審議会で決定する等の対応が考えられる、としております。
青木委員	そうすると、運営上は行うことはできるが、国としては法改正までは考えていないということですね。
竹田委員	私からもよろしいでしょうか。改正運営規程の第7条では、委員の意見を聴いたものとして取り扱うことができるということですが、これは国土利用計画法第9項第10項の「第38条第1項の審議会の意見を聴かなければならない」という部分を満たすということよろしいでしょうか。
事務局 （小田嶋主事）	御理解のとおりでございます。

竹田委員	そうすると、実際の運用ではそういうふうになると思うのですが、先ほど他県でも報告事項として意見を聴取したこととするという扱いにしているところがあるということで、条文の書きぶりとしては同じなのでしょうか。
事務局 (小田嶋主事)	書きぶりについては、こちらで調べたかぎりでは明文化した県は見当たらず、過去の審議会での決定をもってそういった取扱いにするという内部での取り決めになっているようです。
竹田委員	報告だけで、意見聴取の機会を保障していないというのは気になる点ではあります。
事務局 (小田嶋主事)	先ほど説明させていただいたとおり、これは森林地域の縮小案件に限定した取扱いであり、審議並びに意見を出す余地がないということで、あくまで報告として審議事項とは切り離し、内容はこれまでと同様に説明いたしますが、予め意見のないものとして取り扱うということでございます。
竹田委員	ありがとうございます。
議長（日野会長）	私の方から確認なのですが、他の県では明文化せずに内規のような形になっているとのことですが、その理由として、このことについて書くことは法律上問題があるからということはないですか。先ほどの国の指針からすると問題はないと思うのですが、明文化することによって問題は起きないのかというところがちょっと心配であります。他の県では書かない方がいいと判断したのか、あるいは明文化までは必要ないと判断したからなのか。
事務局 (小田嶋主事)	審議会での決定をもって取扱いを変えたという理由までは確認することはできなかったのですが、あくまで運営規程の改正ということで明文化については特段問題は生じないものと考えております。
議長（日野会長）	分かりました。 もう1点確認なのですが、この土地利用基本計画が先行しない、

議長（日野会長）	現況に合わせて区域変更する手続きというのは、この森林地域の縮小だけと考えてよろしいでしょうか。他にもあり得る話なのでしょうか。
事務局 （小田嶋主事）	昨年の案件になりますが、都市地域、都市計画区域内の農地について、ほ場整備事業の必要性から、ある意味現況に合わせて農業地域及び農業振興地域に指定するという案件があり、こちらについては、他の都市地域との整合性など審議の余地があるものでした。後追いかつ審議の余地がないという点では森林地域の縮小のみを想定しております。
議長（日野会長）	分かりました。 もし他に質問等がないようでしたら、議事（２）の改正について審議会として了承するというところでよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
議長（日野会長）	ありがとうございます。それでは、審議会といたしましては了承することとします。 以上をもちまして、本日の議事としては終了になります。委員の皆様には御協力いただきありがとうございました。